

## 4,564 事業所で法令違反～運送業への監督指導結果を公表

### ◆平成 29 年の監督指導結果をとりまとめ

厚生労働省が、全国の労働局や労働基準監督署が、平成 29 年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導や送検等の状況についての取りまとめ結果を公表しました。

### ◆運送業の事業所の約 84%で法令違反

監督指導を実施した事業場はトラックやバス、タクシーなど 5,436 事業場で、このうち 4,564 力所 (84.0%) で労働基準関係法令違反が見つかりました。また、改善基準告示(「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」)違反が認められた事業場も 3,516 力所 (64.7%) ありました。

### ◆長時間労働など、労働時間に関するものが多数

主な労働基準関係法令違反事項は、違法残業などの長時間労働が 3,162 力所 (58.2%) と最も多く、次いで割増賃金の支払いについてのものが 1,171 力所 (21.5%)、休日に関するものが 248 力所 (4.6%) ありました。

また、業種ごとの改善基準告示違反事項は、最大拘束時間に関するものが 2,667 力所 (49.1%) で最も多く、次いで総拘束時間に関するものが 2,390 力所 (44.0%)、休憩時間に関するものが 1,850 力所 (34.0%)、連続運転時間に関するものが 1,396 力所 (25.7%)、最大運転

長時間労働などは重大な事故につながる危険性が高いです。バス事故による被害の大きさは皆様もご存知と思います。

時間に関するものが 893 力所 (16.4%) ありました。

### ◆悪質なものは送検へ

これらのうち、労働基準関係法令違反が悪質なものとして送検したものは 61 件でした。違反率が 8 割を超える状況が続いており、厚生労働省は、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していくとしています。

### 【厚生労働省資料】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/000340284.pdf>



# 医療保険にただ乗り？ 外国人実態調査へ

対策が遅いです。テレビの報道などは昨年  
から指摘しています。扶養になって、すぐガ  
ン発症などありえないと思います。

## ◆治療のために来日？

在留外国人は約 256 万人いますが、現在問題になっているのが、医療保険制度の不正利用です。これまで保険料を払ってこなかった外国人が、保険証を取得し、高額な医療を安く受けるケースが相次いでいます。

ある中国人の女性は、日本に来てがんの手術を受け、その後、抗がん剤治療を続けていました。治療費は、数百万円かかるところを、日本の保険証を持っていたため数万円で済んだと言います。

女性はこれまで中国に住んでいて、保険料を支払ったことがありませんでしたが、女性が使ったのは日本の保険証です。本来、医療保険制度は日本で暮らす人が保険料を出し合ってお互いに支える仕組みなので、医療を目的に来日した外国人は原則入ることができず、治療費は全額自己負担になります。保険料を支払っていない外国人が誰でも加入してしまうと、財源が足りなくなるからです。

しかし、仕事や留学などの目的で来日した人は、保険に加入できる制度になっています。この中に、扶養を受けられる人も含まれます。女性には日本人と結婚した娘がいました。がんの治療目的ではなく、娘の夫の扶養に入るという名目で来日し、保険に入ることができたのです。女性は治療が終わったら中国に帰る予定だと話しているため、養ってもらうためではなく治療のために来日した疑いがあります。

## ◆日本の医療制度が狙われている？

扶養のほかにも「就労」「留学」などの在留資格を不正に取得して治療を受けるケースが発生しています。日本

の医療制度は外国人にも門戸が開かれていて、就労や留学などの目的で来日した場合、万が一に備えて医療保険に入ることが認められています。しかし、外国人が病気になったときだけ来日して、保険に加入して治療を受けられる抜け道があることが知れ渡ると、公平性が崩れ、制度への不信感が高まってしまいます。

背後にあるのはこのような手法を斡旋する業者の存在です。中国には、中国人でも日本の保険を利用できるとうたうサイトがあります。

## ◆厚生労働省が全国調査を開始

厚生労働省は8月1日までに、在留外国人による公的医療保険の不正利用や制度の隙間を突いた乱用の実態把握に向けた全国調査を始めました。公的医療保険に加入して高額医療の自己負担額を低く抑えるために不正に在留資格を得た事例の件数などを、市町村を通して調べます。今秋に結果をまとめ、防止策を検討するとしています。



# これからの時期に注意したい 「残暑バテ」とその対策



## ◆「残暑バテ」とは

暑い日が続いていますが、今年も暦の上では立秋を過ぎました。9月に入れば、だんだんと過ごしやすい日も増えてきます。

けれど油断は禁物！ これからの時期は、一般に「残暑バテ」と呼ばれる体調不良が生じることも多く、注意が必要です。

残暑バテの主な症状としては、疲れやすさ・疲労感（だるさ）、めまい・立ちくらみ、胃腸の不調、食欲不振、微熱等が挙げられますが、こうした症状が8月下旬から9月末頃まで続きます。だるさ等が長引くことにより仕事に影響が出ることも多いので、予防と早めの対策を呼びかけたいものです。

## ◆残暑バテの原因

残暑バテの原因には、蓄積された夏の暑さによる疲れが出てしまうことや、寒暖差による自律神経の乱れなどが挙げられます。朝晩で気温が大きく変動すること多くなりますが、これにうまく対応できないことが残暑バテの大きな要因の1つです。

また、特にオフィスや飲食店では、「寒い」と感じるくらいに冷房が効いていることもめずらしくありません。こうした場所から暑いところへ出ることを繰り返すことも、自律神経の乱れを引き起こし、体調不良へとつながります。

## ◆オフィスでの残暑バテ予防

室内外の温度差による自律神経の乱れについては、オフィスでも対応することが可能です。室温を調節して、外気との差が5℃を超えないようにしましょう。外回りの社員に対しては、訪問先や立ち寄った飲食店等で体が冷え過ぎないように、上着を1枚持っておくようにアドバイスしてください。

上手に残暑のシーズンを乗り切りましょう！

## 9月の労務と税務の手続

10日○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

10月1日○健保・厚年保険料の納付

今月号の内容に関しまして、ご不明点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## 当事務所より一言

今年は6月後半の梅雨明け直後から異常な暑さが続きました。また、災害も続きました。年々悪化する自然災害ですが、自然なだけに手の打ちようがない状態です。

2020年にはオリンピックが開催されます。そのためサマータイムを導入して、競技によってはスタート時間を早めにしようとするとかしいとか。オリンピックはこの年しかないですが、夏は毎年巡ってきます。きちんとした議論をしてもらいたいものです。